

総務委員会提出議案

1. 東日本大震災により景気が後退している中、国は、迅速かつ確実な支援策を講じるとともに、中小企業が、わが国経済の原動力として中心的役割を果たせるよう、総合的な経済対策を大胆かつ確実に実施すること。
2. 国は、エコアクション21を活用し、節電と環境負荷の削減に取り組んでいる認証・登録事業者の「更新登録料」「更新審査料」及び「中間審査料」等に対する補助金などの助成措置を積極的に講じること。
3. 国は、石油の備蓄をさらに増強するとともに、中長期的視野に立った「石油代替エネルギー」の導入指針を明確に示し、抜本的なエネルギー対策の強化を早急に講じること。

税務委員会提出議案

1. 震災後の復興状況を踏まえ、景気回復に目処がつくまで消費税の増税を行わないこと。

2. 自動車ユーザーに不公平感のある揮発油税、軽油引取税については、廃止を含めて見直すこと。

3. 法人税法について、次の通り改正すること。

(1) 中小法人の定義を見直し、中小企業基本法の規定に合わせて資本金3億円以下に拡大すること。

(2) 事業協同組合及び企業組合等の軽減税率を中小法人より引き下げること。

金融委員会提出議案

1. 信用保証制度の充実を図るため、セーフティネット保証について売上高要件の緩和を図るとともに、業種基準の見直しを中止すること。

2. 商工組合中央金庫の完全民営化は中止すること。

3. 中小企業金融の円滑化と地域経済の振興・発展に重要な役割を果たしている信用組合が、協同組織金融機関としてその機能を一層発揮できるよう、次の措置を講じること。

(1) 中小零細企業の経営実態に即した金融検査・監督を実施すること。

(2) 自己資本比率算出の際の貸倒引当金の繰入限度額を引き上げること。

4. 中小企業倒産防止共済制度における共済金借入れの際の掛金消滅割合(現行10%)の見直しを図ること。

流通委員会提出議案

1. 公正取引委員会は「不当廉売」や「不当表示」の違反行為に対し監視を強化するとともに、「注意」「警告」「課徴金納付命令」等をもって改正独占禁止法を厳正に適用すること。また、差別対価に対しても迅速な調査と効果的な措置を講じること。
2. 中小企業の集荷・配送等の物流活動に支障が出ないように、道路及び公営駐車場に「荷捌き用・配達用駐車スペース」を増設するとともに、ビル、スーパーの敷地内に荷捌きスペースを確保する等「物流バリアフリー」を整備すること。
3. 地域住民の「コミュニティの場」と「生活の利便性」を提供する商店街を活性化するため、次の支援策を講ずること。
 - (1) 商店街内の大規模チェーン店等に対し、商店街に加入し地域活動に参加するよう指導すること。
 - (2) 計画停電回避、犯罪の未然防止、中小小売店への圧迫等を考慮し、大型量販店や大資本チェーン店の深夜営業に対して一定の規制を講じること。
4. 団塊の世代が大量に定年退職し、18歳新卒者を即戦力（貨物自動車運転手）として雇用しなければならない中小流通業者の現状を踏まえ、「中型免許」の取得条件である「20歳以上」かつ「経験2年以上」の条件を「19歳以上」、「経験1年以上」に緩和すること。

労働委員会提出議案

1. 1ヶ月60時間を超える法定時間外労働に対する割増賃金率（50%以上）の中小企業への適用は行わないこと。また、法定労働時間の特例措置対象事業場については、その特性等を踏まえ、現行の特例措置を維持・存続すること。
2. 社会保険・労働保険の保険料率については、中小企業の経営実態を十分に考慮し、過度の事業主負担について、抜本的かつ早急に見直しを行うこと。
3. 東日本大震災が我が国経済に与えた影響を考慮し、本年度の地域別最低賃金額の引き上げは見送ること。また、特定最低賃金（旧・産業別最低賃金）は廃止すること。
4. 少子化対策とともに、仕事と家庭の両立を支援するための環境整備を図ることは、中小企業における従業員の確保にもつながることから、その対策をさらに強化すること。

組織委員会提出議案

1. 中小企業組合が、経済社会環境の変化に対応し積極的に展開できるよう、中小企業等協同組合法を次のように改正すること。
 - (1) 異業種組合の設立・定款変更の認可にあたっては、複数の行政庁に認可申請することなく、認可行政庁を一元化し、認可後の所管行政庁についても一元化すること。
 - (2) 火災共済協同組合については、組合員の規定見直しと火災共済事業以外の共済事業を総合的に実施できるようにすること。
2. 企業組合は、個人の創業を支援し、地域・社会への貢献を実現する制度であるので、企業組合の活用を促進するためメディア等を活用した普及啓発の措置を講じること。
3. 中小企業組合を活用したBCP（事業継続計画）策定・運用の普及を図るとともにBCPを策定する中小企業組合や中小企業への助成等の措置を講じること。
4. 国及び地方公共団体等は、「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」「中小企業者に関する国等の契約の方針」に基づいて、中小企業者の受注機会の増大のため以下の措置を強力に実施すること。
 - (1) 組合等を積極的に活用すること。
 - (2) 競り下げ方式導入を取り止めること。
 - (3) 適正価格による発注に努めること。